
新潟市消防局 危険物施設の審査基準

2017

◇10 屋外貯蔵所

1 定義

屋外の場所において第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するものの若しくは引火性固体（引火点零度以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が零度以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所

2 技術基準の適用

屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、危令第16条及び危則の基準が次のように適用される。

区分	危令第16条	危則
容器に収納して貯蔵するもの	第1項	
高引火点危険物	第1項 第3項	第24条の12
第2類引火性固体（引火点が21度未満のものに限る。）又は第4類第1石油類若しくはアルコール類	第4項	第24条の13
塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵するもの	第2項	

3 位置、構造、設備の基準

(1) 危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所（危令第16条第1項）

ア 保安距離

「△3 製造所」の例（5(1)力を除く。）によること。

イ 地盤面

(7) 危令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは砕石等で固める等の措置を講じた場所をいうものであること。

(1) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝及び貯留設備若しくは油分離装置を設けるよう指導する。★

ウ 保有空地

「△3 製造所」の例（5(2)力及びキを除く。）によること。

エ 標識、掲示板

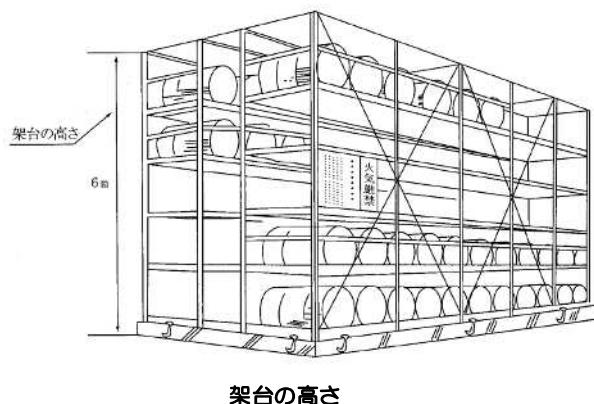
「△3 製造所」の例によること。

オ 容器の積み重ね高さ及び架台の構造

(7) 容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最下段の容器の上面までの高さをいう。

(1) 危則第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上面までの高さとすること。

(9) 架台の構造は、「△4 屋内貯蔵所」の例によること。



(I) 貯蔵位置（平成8年10月15日消防危第125号通知）

低引火点の危険物については、できるだけ低い場所に貯蔵するよう配意すること。

(G) 容器の落下防止措置

a 容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

b 容器の落下試験高さ（危告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合（平成8年10月15日消防危第125号通知）は、容器を荷崩れ防止バンドで結束する、棚付きパレット（カゴ状）で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあっては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。）こと。

c 容器が容易に落下しない措置（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

危則第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできた柵等を設けることをいう。

力 柵等は材料は問わないが、あまり低いものや、地面に直接白線を引くことは柵等には含まれない。

(2) 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所（危令第16条第2項）

危令第16条第1項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「柵等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取扱う場所の外縁部分に柵等を設ければ足りるものであること。（昭和54年7月30日消防危第80号通知）

(3) 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危令第16条第1項の基準又は危令第16条第3項の基準のいずれかを選択してもよいものであること。（平成元年3月1日消防危第14号通知）

(4) 引火性固体（引火点が21度未満のものに限る）、第1石油類又はアルコール類に係る屋外貯蔵所

危則第24条の13第1号に規定する散水設備の基準については、次による。

ア 位置

当該屋外貯蔵所内の容器を有効に冷却できる保有空地以外の場所に設置すること。

イ 構造及び設備

(7) 屋外貯蔵所付近に水道栓を配置する等して、危険物を有効に冷却できる量を施設全域に散水できること。

(1) 散水設備は自動又は手動により起動及び停止でき、かつ、全ての貯蔵容器を水に濡らすことができる構造とすること。

なお、ゴムホース等により、人為的に散水する方法は該当しないものであること。

ウ 管理体制

気温が30°Cに達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。

(5) タンクコンテナによる危険物の貯蔵（平成10年3月27日消防危第36号）

ア 基本事項

「△4屋内貯蔵所」3(3)アの例によること。

イ 位置、構造及び設備の基準

危険物（第2類のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21°C以上のものに限る。）又は第4類の第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例によること。ただし、危令第16条第1項第3号の柵等の周囲に保有することとされる空地については、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができるものであること。

(7) 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定め

◇10 屋外貯蔵所

る幅の空地を保有すること。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5m以上

(イ) 前(ア)以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10m以上

(カ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ(ア)若しくは前(イ)の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ危令 16 条第 1 項第 4 号若しくは危則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確に区分するよう指導する。★

ウ 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの基準は、危令第 24 条、第 25 条及び第 26 条第 1 項（第 1 号、第 1 号の 2、第 6 号の 2、第 11 号及び第 11 号の 3 に限る。）の規定の例によるほか、次によるものであること。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとすること。

(ア) タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。

(イ) タンクコンテナの積み重ねは 2 段までとし、かつ、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6m未満とすること。

なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。

(ウ) タンクコンテナにあっては、危険物の払い出し及び受け入れは行わないこととし、マンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。

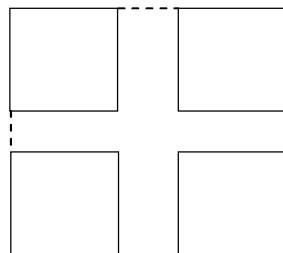
(エ) タンクコンテナ及びその安全装置並びにその他の付属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起らないようにすること。

(オ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、それぞれ取りまとめて貯蔵するとともに、相互に 1 m以上の間隔を保つこと。

なお、当該タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

(ロ) 塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵する屋外貯蔵所

囲いは「柵等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分に柵等を設ければ足りるものであること。



「囲い」と「柵等」